

一般社団法人日本小児神経学会 共同研究推進委員会細則

(設置)

第1条 委員会の目的

本委員会は、国内における小児神経疾患の多施設共同研究を支援して、エビデンスレベルの高い研究を世界に発信することを目的とする。

第2条 任期

任期は1期、2年とし、原則再任は4回までとする。

第3条 定員

原則10名（アドバイザーを除く）とし、担当理事または委員長が推薦し、理事長が委嘱する。委員の追加は委員会で協議する。

第4条 委員会

1. 本委員会は委員長が招集し、議長となる。
2. 委員長は必要に応じ、副委員長を置くことができる。
3. 委員会の成立には、委員数（担当理事を含む）の2分の1以上の出席を必要とする。但し、出席する他の委員に書面をもって評決を委任したものは出席者とみなす。
4. 委員が書面又は電磁的記録により意思表示をしたときは、議決があったものとみなす。
5. 議事については、議事録を作成する。
6. 委員会の審議事項は、担当理事が理事会に報告する。
7. 委員長および委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
8. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にアドバイザーとして出席を要請し、意見を述べさせることができる。

第5条 業務

1. 本委員会は、第1条の目的達成のために次の業務を行う。

(1) 所定の共同研究支援申請書により申請のあった共同研究支援課題の審査および承認後の支援

申請方法などは、日本小児神経学会共同研究支援要綱（平成21年4月1日施行）による。

(2) 調査研究など郵送による調査をおこなう場合などの専門医名簿の提供

申請方法などは、日本小児神経学会における会員名簿等の情報提供に関する要項（平成21年12月19日施行、平成25年5月25日改定）による。

(3) 学会員によって作成されたまたは学会員が作成に関与した診断基準、診療マニュアルなどの会員向けホームページでの紹介

(4) その他、理事会、担当理事などから提起され理事会で承認された業務

2. 本委員会は第5条第1項の各業務を遂行するにあたり、若干数の実務小委員会を組織し、各々に委員長および委員を置くことができる。

第6条 改廃

この細則の改廃は、委員会の議決を経て、理事会の承認をもって行うものとする。

平成27年8月7日 制定

令和4年7月23日 変更